

## 「広島県強靱化地域計画」の素案に係る意見募集の実施結果

### 1 意見の募集期間及び結果

#### (1) 募集期間

令和3年2月12日（金）から3月15日（月）まで

#### (2) 意見の件数

6件（3名）

### 2 意見と対応

次表のとおり

意見の内容	対 応	該当頁
1 リスクシナリオ「2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生」は、被災地だけの感染症の発生を考えているのか。	<p>リスクシナリオ「2-6」については、被災地だけを考えているのではなく、感染症と自然災害との複合災害の発生により、県内広範囲で感染が拡大することを懸念しております。</p> <p>掲げている施策も、検査体制の強化など、被災地に限らず県全体の医療体制の強化に係る施策を幅広く掲げています。</p> <p>以上のことから、リスクの対象範囲が限定されないタイトルに変更しました。</p>	9頁 25頁
2 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた計画になっているのか。	<p>この度の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて、リスクシナリオ「2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生」等に、感染症対策の司令塔機能の整備や検査体制の強化、分散避難の啓発など、新たな施策を盛り込んだところです。</p> <p>指標については、新型コロナウイルス感染症に関する指標がなかったため、避難所での感染拡大防止につながるための指標や医療機関での診療機能の維持のための指標を新たに追加しました。</p>	26頁
3 有害物質使用特定施設等の表現には有害物質販売、保管施設が含まれているのか。 含まれていないのであれば、農薬の販売、保管施設における有害物質流失対策についても本文に明記すべきである。	<p>有害物質使用特定施設等とは、工場・事業場において、有害物質を使用・貯蔵等するために設置された施設をいい、販売や一時的な保管のために、缶や瓶、ポリタンクといった常時移動できる状態で保管している場合は該当しません。</p> <p>なお、農薬の販売、保管に係る取り扱いについては、毒物劇物に該当するものを毒物及び劇物取締法に基づき、引き続き監視指導を行っていきます。</p>	46頁

意見の内容	対 応	該当頁
<p>4 集中豪雨により、河川の水量が増し、下流域に流れる際に、河川やその周辺の流木、野草、ごみ等と一緒に押し流されている。それらが、橋げたに引っかからないような対策を専門的に考案していただきたい。</p>	<p>流木については、洪水時に橋脚に引っ掛かり流水に支障を与え、河川氾濫の要因となり得ることから、橋梁管理者からの河川法における占用申請があった際には、河道内の隣り合う橋脚の距離を「河川管理施設等構造令」（以下、構造令）に基づき適切に指導しているところであります。</p> <p>なお、橋脚の形状については、構造令において洪水時の流水に著しい支障を与えない構造のものとして、できるだけ細長い楕円形などにすることとされております。</p> <p>また、野草やごみ等については、洪水時に流水に支障があると判断した場合には河川管理者が撤去・処分するなど対応しているところです。</p> <p>引き続き、流水に支障を与える事象に対して適切に対応してまいります。</p>	15頁 ほか
<p>5 河川氾濫によって床上浸水する家屋数は、約 1.8 万戸と推定されているが、これは県内で公表されている計画規模降雨時、あるいは想定最大規模降雨時に 0.5m 以上の浸水深さとなる家屋の合算か。</p>	<p>広島県強靱化地域計画に記載している家屋数約 1.8 万戸は、計画規模降雨時に浸水深が 0.5m 以上となることが想定される家屋数です。</p> <p>なお、この戸数については、県管理区間において氾濫解析した結果であり、国管理区間は含んでおりません。</p>	15頁 ほか
<p>6 浸水・洪水により避難所の冠水や、電線等の変圧器の水没による復旧の長期化などが想定される。</p> <p>南海トラフ地震時の被害想定のように、洪水等による被害想定についても被災人数や物件数、金額等を水系や河川毎にまとめて発表すべきではないか。</p> <p>また、気象庁が発表する各種警報とハザードマップの関係を整理すべきではないか。</p>	<p>洪水という事象に対しては、まずは、浸水深などのリスクを示すなど、住民の主体的な避難行動や企業等の水害に対するBCP作成の促進を図ることが重要であると考えており、現在、全ての県管理河川を対象として、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域の作成を進めているところです。</p> <p>洪水等による被害想定については、地震被害との違いを踏まえ、今後、国の動向を注視しながら、その必要性も含めて検討してまいります。</p> <p>また、ハザードマップでは、気象庁が発表する大雨や高潮に関連した警報等がどのような時に出されるのか解説することが望ましいとされており、県民の皆様の的確な避難行動や防災意識の醸成につながるよう取り組んでまいります。</p>	—